

## 第4回地区代表者会議の報告と住民自治協議会に関する法整備について

### 1 経過

#### (1) 第17回都市内分権審議会

- ・ 参考「住民自治協議会に関する法整備の方向性について(案)」を提示し意見を求めた。
- ・ 条例といっても必ずしも法的拘束力があるわけではなく、訓示的な条例もあり、そういうものとして制定することはあり得る。
- ・ 実際に取り組む地域からの要望もあるので、暫定案として地区代表者会議に諮り、そこで出た意見を参考として次回の審議会で議論する。

#### (2) 第4回地区代表者会議

- ・ 第17回都市内分権審議会と同様の資料を提示し説明し、地区代表者会議としての意見が集約された。

#### 内容

審議会では条例は要らないのではないかという意見もあるようだが、現場としては、こういうものが楯にならないと推進できない。よって審議会へは、条例の制定を強く要望する。

### 2 市の考え方

市からの依頼事務を見直し、市が主導した団体を発展的に解消するとともに、市長からの委嘱を取り止めていく中で、今後、住民自治協議会がより多くの地域住民の理解・参画を得ながら発展するためには、市との協働関係を明らかにすることが必要であることから、「住民自治協議会に関する法整備の方向性について(案)」のとおり進めていきたい。

### 3 今後のスケジュール(案)

- (1) 条例、要綱並びに協定書(案)に関する意見交換
  - ①第18回都市内分権審議会
  - ②第5回地区代表者会議(1月)
- (2) 平成21年3月市議会定例会に上程予定

## 住民自治協議会に関する法整備の方向性(案)

## 1 地域、住民自治協議会及び区長会等からの意見・要望等

- (1) 市から依頼される必須事務等の担い手となることなどから、当該住民自治協議会が市との協働の相手方として正当かつ適格であることを明確にしてほしい。
- (2) 委嘱を取り止める区長については、新たに区や自治会と住民自治協議会との連携・協力の要となる役割が求められるが、何らかの形で市との関係を明確にしてほしい。
- (3) 現状のままでは住民自治協議会役員や区長が、住民自治協議会の活動や予算を決めたり、今後人材の確保を行っていくにあたっての正当な理由根拠がなく、来年度以降の役員選出等において支障が生じるおそれがある。
- (4) 区長会としての取り組み

参考1 「区長委嘱制度廃止後の区長のあり方について(指針)」

参考2 「住民自治協議会の法的根拠を定めることに関する提言書」

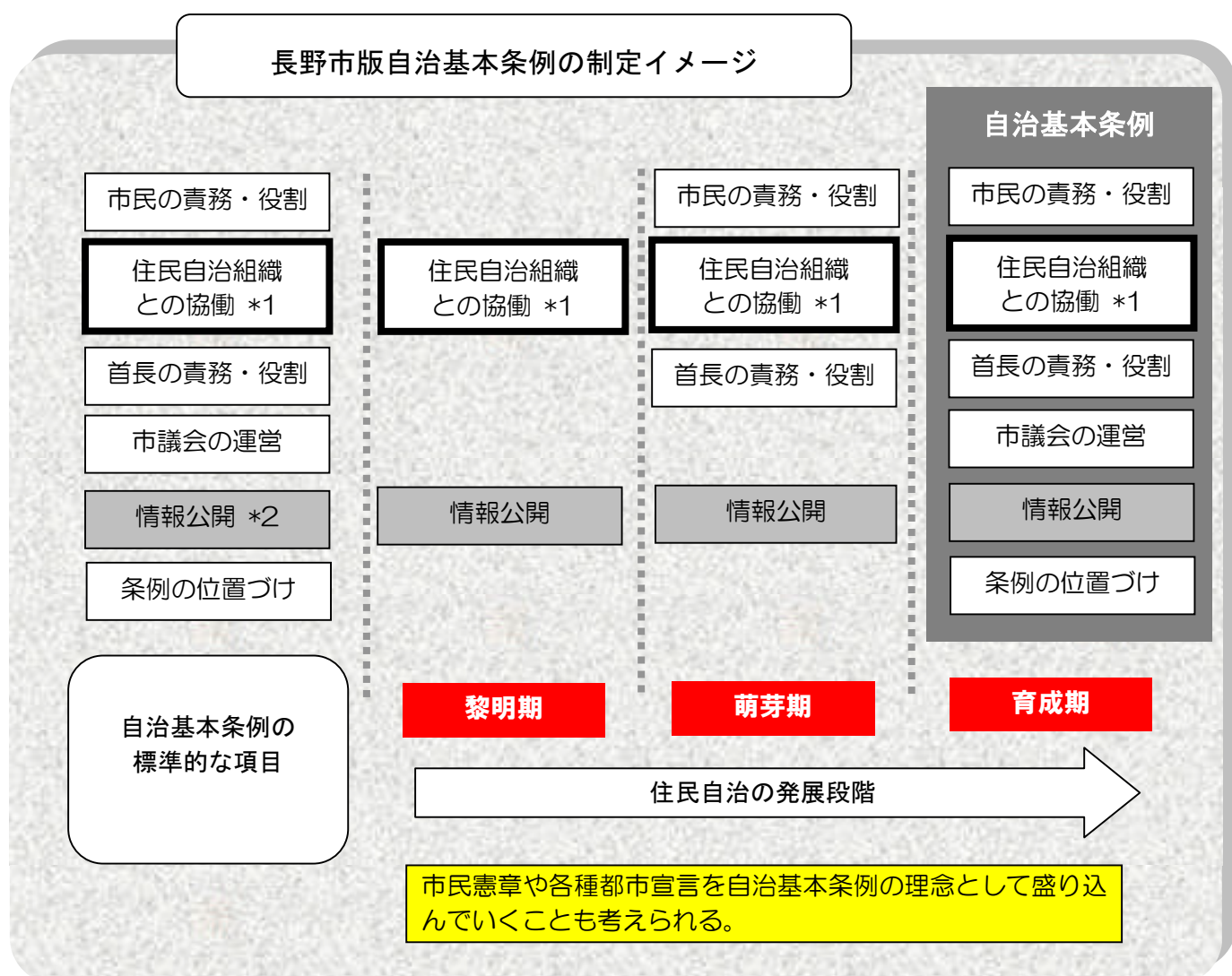
## 2 法整備にあたっての留意点

- (1) 住民自治協議会は住民による自主的かつ任意の組織、いわば大きな自治会であり、市が規定すべきものではないことから設置条例とすることはできない。
- (2) 住民自治協議会が地区を代表することを、条例のみをもって規定することは困難である。
- (3) 特定の団体との協働関係を表わした条例名は、他の団体を排除することになることが懸念される。

## 3 市の基本方針(案)

- (1) 自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えのもと、現段階においては長野市と住民自治協議会との関係を明らかにするため、「(仮称)長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」を制定する。
- (2) 当該住民自治協議会が住民の福祉向上を図るため、地区を代表する組織として市との協働関係を明らかにすることを目的として、各地区住民自治協議会と協定を締結する。

- (1) 今回制定を検討している条例は、長野市と住民自治協議会との協働に関する事項に限定しての条例化を図る。
- (2) 今後住民自治協議会による住民自治を進める中で、その都度、今回と同様に市民との協議を経て、必要となる事項について条例化することを検討する。将来、その集大成として「自治基本条例」として整備する。



\*1 (仮称) 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例  
 \*2 長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)

#### 4 「(仮称) 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」の概要について

##### (1) 趣旨

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、市及び住民自治協議会が協働して住民の福祉を増進することに関し必要な事項を定める。

##### (2) 規定する内容

###### ①住民自治協議会の認定

市が推進する都市内分権の本旨に基づく協働の相手方として認定する方法とする。認定要件は要綱で別に定める。

###### ②市と住民自治協議会との協働関係

市及び認定された住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働関係にあることについて定める。

###### ③市と住民自治協議会との協定の締結

協働して行う業務に関する事項を定めた協定を締結する。協定に必要な事項は要綱で別に定める。

###### ④市と住民自治協議会との相互の支援

市は協定に基づき認定された住民自治協議会が行う取組に対し、必要な支援を行うこと。また、住民自治協議会は市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うことに関し定める。

#### 5 条例制定に伴う要綱の整備について

##### (1) 内容

###### ①趣旨

条例に基づき、住民自治協議会の認定要件及び市と当該住民自治協議会との協働に関する協定について定める。

###### ②認定の基準

認定の要件を定める。

長野市住民自治組織設立支援補助金交付要綱(平成18年長野市告示第305号)に定める補助金の交付を受け設立した団体。

###### ③協定の締結の申し込み等

申し込み書類及び添付書類に関する事項を定める。

添付書類) 設立趣意書、総会資料、規約、組織図及び役員名簿など

④協定の締結

基本協定と年度協定に関する事項を定める。

⑤その他

## 6 協定書について

### (1)趣旨

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民自治協議会及び市が協働する関係にあることを明確にするため締結する。

### (2)協定書の構成

協定は、各地区住民自治協議会会長と長野市長との間で締結する。

#### <基本協定>

①協定の目的

②住民自治協議会の役割と市から依頼する事務(必須事務)

③市の役割と一括交付金

④年度協定の締結について

⑤その他

#### <年度協定>

①市から依頼する必須事務の内容

②交付金額

③その他

## 7 その他

・「(仮称)地域のやる気応援補助金」及び「(仮称)中山間地域に対する支援交付金」は別に定める。